

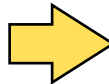
# 令和8年度 男性の育児休業 取得促進助成金 最大30万円



育児休業取得者の業務を代替することへの手当を支給する制度（業務代替手当制度等）を就業規則等に規定し、制度に基づき労働者に手当を支給した場合

通算14日以上  
育児休業取得  事業主に**25万円**支給

令和8年度新設！

通算29日以上  
育児休業取得  上記の額に**5万円を加算**

## ✓ 簡易チェックリスト

1～5に該当した場合は、助成金支給の可能性ががあります。  
1～5に加えて6に該当した場合は、支給額が加算されます。  
下記以外にも「受給要件」がありますので、詳しくは県HPをご覧ください。

1 平成29年度以降、旧助成金制度での支給実績を含め、 本助成金制度を利用したことがない	<input type="checkbox"/>
2 常用雇用者が300人以下の企業・法人・団体である	<input type="checkbox"/>
3 「多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ニーフル企業）ゴールド認定」を 取得している	<input type="checkbox"/>
4 新潟県内の事業所で勤務する男性従業員に通算14日以上（分割取得可、有給休暇等除 く）の育児休業を取得させ、職場復帰させている	<input type="checkbox"/>
5 業務を代替することへの手当を支給する賃金制度（業務代替手当、特別業務手当等）を、 令和6年4月1日以降に就業規則又は労働協約等に規定し、労働者に手当を支給している また、平成29年度以降、旧助成金制度での支給実績を含め本助成金制度を利用したことが ない	<input type="checkbox"/>
(支給額加算要件)	
6 チェックリスト4に該当する育児休業が通算29日以上である	<input type="checkbox"/>

# 申請の流れ



## 対象となる育児休業

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に職場復帰したもの

▶休業期間が複数年度にわたる場合であっても、**直近の職場復帰日が上記期間中であれば対象**となります。

※予算額に達した場合は申請期限内であっても受付終了となります。



## 申請期限

次のうち、いずれか早い時期までに申請してください。

- ① 直近の職場復帰日から2か月以内
- ② 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日  
⇒ 今年度は令和9年3月31日

※2～3月に職場復帰をするケースでは通常より申請期間が短くなりますのでご注意ください。

※上記の申請期限は**必着**です。期限間際の申請となる場合は、あらかじめご連絡ください。



## 支給回数の上限

平成29年度以降、旧助成金制度での支給実績も含め、過去に本助成金の利用がないことが要件です。（令和6年度以前に労働者向け助成金制度のみを利用したことがある事業主についても、本助成金の利用があったものとして扱います。）



詳しくは県ホームページをご覧ください

申請/  
問合せ先

新潟県 産業労働部 しごと定住促進課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地 | TEL: 025-280-5260

▼ 新潟県ホームページ（申請書類等はこちらからご確認ください。）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356865510782.html>

男性の育休助成金 新潟県

